

令和元年度消費生活研究・実践活動補助事業公募要領

1. 主催

高松市消費者団体連絡協議会

2. 目的

高松市消費者団体連絡協議会では、高松市における消費生活に関する研究、消費者啓発の推進に寄与するため、消費生活に関する研究等に取り組む団体等に対して、補助金を交付しています。この事業の一部を一般公募とし、事業の発表の場である「暮らしをみなおす市民のつどい」に出展することにより、地域における自立した消費者づくりを支援することを目的とします。

3. 応募資格

市内で活動を行う営利を目的としない団体やグループ又は市内在住の個人で、事業を的確に遂行できると認められるものとする。

4. 事業範囲

食・環境・金融・契約など暮らしに身近ないろいろな問題について、自主的に行う調査、研究並びに啓発を行うための資料等を収集し作成するなどの活動を目的とし、補助金交付後に事業を執行すること。ただし、次の各号に該当する活動により制作するものについては対象となりません。

- (1) 他の行政機関からの助成等を受けている活動
- (2) 政治活動及び宗教活動、かつ営利事業を目的としていると認められる活動
- (3) その他、補助金を交付するにふさわしくないと認められる活動

5. 補助金の額

補助の対象となる経費について、協議会の予算の範囲内で交付します。申請数は問いませんが、70,000円を上限とします。

6. 補助の対象とならない経費

次に掲げるような経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 会員等の人件費、運営費（事務所借上げ料、事務管理費）
- (2) 飲食に係る経費
- (3) その他活動の目的と関係の無い経費

7. 補助金の交付申請

所定の「応募申請書（様式1）」に必要事項を記入し、必要書類（規約・会則等、役員名簿、活

動実績、予算書、その他参考となる資料等)を添えて、令和元年10月31日(木)までに郵送又は持参してください。

8. 補助金の交付決定

補助金の交付対象となる団体等の決定については、高松市消費者団体連絡協議会が設けた選考会において決定し、その結果を通知します。

9. 補助金の支払い手続き

補助金の支払いは概算払いとし、活動の過程で生じた費用に係る領収書(コピー)は、実績報告とともに一括して提出してください。

10. 実績報告

補助金の交付決定を受けた団体等は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に、必要な書類を添えて高松市消費者団体連絡協議会事務局に実績報告を提出してください。実績報告によって補助金の額を確定し、精算します。

11. その他注意事項

- (1) 応募申請書は、補助対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について採択後大幅な変更を生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。
- (2) 採択後大幅な変更をせざるを得なくなった場合又は活動を中止・廃止する場合は、事前に承認を受けることが必要です。前もってご連絡ください。
- (3) 以上に掲げるもののほか、消費生活研究・実践活動補助事業については、「消費生活に関する研究・実践活動団体等に対する補助金交付要綱」に基づいて実施されておりますので、ご覧のうえご応募願います。

12. 申請書提出先及び問合せ先

高松市消費者団体連絡協議会事務局

(高松市市民政策局くらし安全安心課消費生活センター内)

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所1階)

TEL : 087-839-2067 FAX : 087-839-2464